

規制影響分析書要旨

規制の名称	認定職業訓練の認定制度の創設等
主管部局・課室	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
関係部局・課室	職業能力開発局総務課
評価実施時期	平成23年2月
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>求職者支援制度の創設に当たり、次のような認定制度等を設けることとしています。</p> <p>厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、厚生労働大臣が策定する職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、就職に必要な技能や知識を十分に有していない者の職業能力の開発等を図るために効果的なものであること、その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができるものとします。この認定に係る職業訓練を認定職業訓練といいます。</p> <p>厚生労働大臣は、認定職業訓練が基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができるものとします。</p> <p>厚生労働大臣は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)等に対して、この法律の施行のため必要な報告を求めることができるとともに、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとします。</p> <p>報告を行わない場合や立入検査に応じない等の場合は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、罰則(6月以下の懲役又は20万円若しくは30万円以下の罰金)を科すこととします。</p> <p>このような認定職業訓練の認定制度の創設等を行う目的は次のとおりです。</p> <p>特定求職者が、必要な職業能力を高めるためには、真に特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効率的な職業訓練を確保する必要があり、その確認手段として厚生労働大臣による当該職業訓練の認定制度を設ける必要があります。また、認定職業訓練を行う者に対し助成を行うに当たっての確認手段としても、認定制度を設けることが必要です。</p> <p>加えて、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止を図るため、厚生労働大臣が、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、認定職業訓練の実施状況や認定職業訓練を受講する特定求職者等の出席状況等の報告を求めること等により、適正な求職者支援制度の運営を確保することが必要です。</p> <p>(根拠条文) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 第4条 第15・16条 第20～22条</p>
想定される代替案	<p>厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、厚生労働大臣が策定する職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、就職に必要な技能や知識を十分に有していない者の職業能力の開発等を図るために効果的なものであること、その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができるものとします。この認定に係る職業訓練を認定職業訓練といいます。</p> <p>厚生労働大臣は、認定職業訓練が基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができるものとします。</p> <p>厚生労働大臣は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対して、この法律の施行のため必要な報告を求めることができるとともに、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとします。</p> <p>報告を行わない場合や立入検査に応じない等の場合は、認定職業訓練を行う者等や特定求職者等に対し、罰則を科さないこととします。</p>

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	認定を受けた認定職業訓練を行う者等は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収等の対象となり、これらに応じる費用が増加します。また、これらに応じない場合、罰則(6月以下の懲役又は20万円若しくは30万円以下の罰金)が科されることになります。	認定を受けた認定職業訓練を行う者等は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収等の対象となり、これらに応じる費用が増加するものの、これらに応じない場合、罰則が科されることはありません。
	認定職業訓練の認定等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務が発生します。	認定職業訓練の認定等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務が発生します。 報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、相手方がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担の増加が想定されます。
	その他の社会的費用は発生しないと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(特定求職者への便益)	特定求職者が受講する職業訓練について、一定の基準を満たすことが確保されることを通じ、真に必要な職業能力の開発及び向上が図られ、特定求職者の就職が促進され、職業及び生活の安定が実現されます。	特定求職者が受講する職業訓練について、一定の基準を満たすことが確保されます。しかし、立入検査等について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。
(社会への便益)	一定の基準を満たすとして認定を受けた認定職業訓練のみを助成の対象とすることで、効率的な助成が可能になります。 また、報告を求めるなどにより、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止につながり、適正な求職者支援制度の運営を確保することができます。 これらを通じ、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定が実現され、雇用失業情勢の改善につながります。	一定の基準を満たすとして認定を受けた認定職業訓練のみを助成の対象とすることで、効率的な助成が可能になります。 また、報告を求めるなどにより、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止につながり、適正な求職者支援制度の運営を確保することができます。 しかし、これらについては、立入検査等について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。
分析結果	立入検査等について罰則がない代替案では、認定職業訓練の適正実施、不正受給の防止を確保する実効性が低下することから、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営を十分に図れないおそれがあり、特定求職者の就職を促進し、職業及び生活の安定を実現するには不十分であると考えられます。 また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が科されないため、新設する規制案と比較して、認定職業訓練を行う者等の遵守費用は減少するものの、報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられます。 このため、代替案ではなく、新設する規制案を採用することが、効果的かつ適正な求職者支援制度の運営の確保、特定求職者の就職を促進し、職業及び生活の安定を実現するという政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達しました。	

有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会建議「求職者支援制度について」(平成23年1月31日)において、認定職業訓練の認定制度の創設等を含む求職者支援制度を創設することとすべきであるとの意見を得ています。 さらに、労働政策審議会答申「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱」(平成23年2月1日)において、認定職業訓練の認定制度の創設等を含む職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱について、おおむね妥当であるとの意見を得ています。
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	法案の附則において、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。
備考	—